

## 第 87 号議案

芦屋市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 24 年 12 月 3 日提出

芦屋市長 山 中 健

### 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による下水道法の一部改正に伴い、公共下水道の構造の基準及び終末処理場の維持管理に関する基準を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市下水道条例の一部を改正する条例

芦屋市下水道条例（昭和38年芦屋市条例第1号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第1章の2 公共下水道の構造の基準及び終末処理場の維持管理（第2条の2－第2条の6）

第2章 排水設備の設置等（第3条－第5条）

第3章 公共下水道の使用（第6条－第14条）

第4章 雑則（第15条－第17条）

第5章 罰則（第18条－第20条）

付則

第1章の次に次の1章を加える。

第1章の2 公共下水道の構造の基準及び終末処理場の維持管理  
（排水施設及び処理施設に共通する構造の基準）

第2条の2 排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。第2条の4において同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。
- (3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他地下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。

- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。
- (5) 地震によつて下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の規則で定める措置が講ぜられていること。

(排水施設の構造の基準)

第2条の3 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- (2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。
- (3) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。
- (4) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。
- (5) ます又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設けること。

(処理施設の構造の基準)

第2条の4 第2条の2に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造の基準は、次のとおりとする。

- (1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。
- (2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置が講ぜられていること。

(適用除外)

第2条の5 前3条の規定は、次に掲げる公共下水道については適用しない。

- (1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

(終末処理場の維持管理)

第2条の6 法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。
- (2) 沈砂池又は沈殿池のどろために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。
- (3) 急速ろ過法によるときは、ろ床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、ろ材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。
- (4) 前3号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
- (5) 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。
- (6) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置を講ずること。

第3条中「勾配」を「勾配」に改める。

第7条から第7条の3までの規定中「リツトル」を「リットル」に改める。

第18条第6号中「第4条第1項」を「第4条」に改め、「第4条第2項前段」を削る。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に存する排水施設及び処理施設であって、改正後の芦屋市下水道条例第2条の2から第2条の4までの規定に適合しないものについては、これらの規定(その適合しない部分に限る。)は、適用しない。ただし、この条例の施行日以後に改築(災害復旧として行われるもの並びに排水施設及び処理施設に関する工事以外の工事により必要を生じたものを除く。)の工事に着手したものについては、この限りでない。

芦屋市下水道条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による下水道法の一部改正に伴い、公共下水道の構造の基準及び終末処理場の維持管理に関する基準を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 公共下水道の構造の基準及び終末処理場の維持管理に関する基準を次のとおり定める。

項 目	内 容
排水施設及び処理施設に共通する構造の基準 (第2条の2関係)	(1) 堅固で耐久力を有する構造とする。 (2) コンクリートなどの耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置を講ずる。 (3) 屋外にあるものは、覆い又は柵の設置などにより、下水の飛散を防止し、人の立入りを制限する措置を講ずる。 (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分については、ステンレス鋼などの腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置を講ずる。 (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手 <small>きょう</small> の設置などの措置を講ずる。
排水施設の構造の基準 (第2条の3関係)	(1) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。 (2) 減勢工の設置などの水勢を緩和する措置を講ずる。 (3) 下水の流下により気圧が急激に変動する箇所には、排気口の設置などの気圧の急激な変動を緩和する措置を講ずる。 (4) 下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所などには、マンホールを設ける。 (5) ます又はマンホールには、蓋を設ける。

<p>処理施設の構造の基準 (第2条の4関係)</p>	<p>(1) 脱臭施設の設置などの臭気の発散を防止する措置を講ずる。 (2) 汚泥処理施設は、排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障を生じない措置を講ずる。</p>
<p>終末処理場の維持管理に関する基準 (第2条の6関係)</p>	<p>(1) 活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節する。 (2) 沈砂池又は沈殿池のどろのために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかに除去する。 (3) 急速ろ過法は、ろ床が詰まらないよう定期的に洗浄等を行い、ろ材が流出しないよう水量又は水压を調整する。 (4) その他施設の機能を維持するために必要な措置を講ずる。 (5) 臭気、蚊、はえ等の発生を防止に努め、構内の清潔を保持する。 (6) 汚泥処理施設は、排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障を生じない措置を講ずる。</p>

- (2) 排水施設及び処理施設の構造の基準を適用しない公共下水道(第2条の5関係)  
次の公共下水道には、排水施設及び処理施設の構造の基準(共通する構造の基準を含む。)を適用しない。

ア 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道

イ 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

- (3) その他規定の整理

### 3 施行期日等

- (1) 平成25年4月1日
- (2) 現に存する排水施設及び処理施設であって、改正後の規定に適合しないものについては、これらの規定(その適合しない部分に限る。)は、適用しない。ただし、施行日以後に改築(災害復旧として行われるもの並びに排水施設及び処理施設に関する工事以外の工事により必要を生じたものを除く。)の工事に着手したものについては、この限りでない。

下水道法抜粋

(構造の基準)

第7条 公共下水道の構造は、公衆衛生上重大な危害が生じ、又は公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことを防止する観点から政令で定める技術上の基準に適合するものでなければならない。

2 前項に規定するもののほか、公共下水道の構造は、政令で定める基準を参酌して公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める技術上の基準に適合するものでなければならない。

(放流水の水質検査等)

第21条 (第1項省略)

2 公共下水道管理者は、政令で定めるところを参酌して条例で定めるところにより、終末処理場の維持管理をしなければならない。